

夜十一時新要求を議定し翌廿四日之を佐々山工場長に致したり。

## 新 要 求

- 一、男女工今日迄の強制退社及び餓首を取り消し將來之を絶対に爲さるること、
- 一、佐々山工場長の責任を訊すこと。

されど昂越せる感情は鎮り嵐の後の如く静寂なりき。廿三日の昂奮の静まるや罷業職工團には既に闘志なく、右の要求を總會に於て決しながら佐々山工場長に會するや第二項は祕して云はず。さらばとて持田常務にも會見せず、遂に之を有耶無耶に自ら葬れり。罷業團は最高幹部の意見を求むるなくして再罷業し自ら要求を定めて自ら葬れり。麻生棚橋兩氏の無念思ふべし。

同日持田常務は左記の意見書を發表したり。

### 持田常務取締役

去る廿二日私が職工總代に會つた時團體浸害の意志なきこと及使用人の進退は他の制肘を受けざる事組合と交渉せざる事等の通告に關し充分なる説明を與へた結果先方にて了解が出来て早速明朝からでも就業する筈で總代は引取つたが其午後再び總代が工場長を訪ふて明日(廿三日)午後四時一同構内に集つて總代より一同に挨拶して別れ其翌朝(廿四日)より就業するとの申出があつたれば此際構内に多人數集まると云ふ様な事は群衆心理に驅られて間違でも起つてはならぬ故見合せて貰ひたいと思ふので工場長に斷る様に命じたそれで工場長は廿二日午後七時頃大平某と云ふ總代の一人を呼んで前記の通り事情を盡して話して置いた大平は一同に傳へると答へて歸つた故廿三日は何事もない事と信じて居た處午後になつて大勢のものが押し掛けて來たので私も丁度居合せたから總代の人に會つた處是非共一同を構内に集めて總代達から一場の話をしたいと云ふ事であつたけれども前日既に斷つてあるに不拘斯る形

式に過ぎぬ事を強行するは程でないと思ふと話したければ其中々承知せぬ故斷つて歸へしたとして廿四日は約束通り就業する事と思つて居たが更に新な要求を出して罷工を續けるので殆ど職工側の心事を解するに苦しむその新な要求と云ふのは十三日以来の退社職工の復職と今後今回の罷工に關しても一切解雇せぬ」と云ふ二つで之れを昨日午後二時頃工場長に提示して回答を求めたと工場長より相談があつたから之れ等の事は初の通告にある通り職工側も充分了解して居る筈で固より他の彼は云ふべき性質のものでないことを話させたそこで總代のもものは右の要求に更に工場長の責任を明にせよとの一項を付け加へた書面を私に提示したければ既に工場長をして回答せしめた事柄と同様なれば別に回答する要もあるまいかと思つて居る斯様に種々と懇談を續けたければ共兎角了解が了解とならず逆戻りする様な始末で甚だ當惑であるけれ共會社の意志は既に充分説明してある事故此上は職工側の眞の了解を俟つより外に如何とも仕様がなない併し此の儘にも出來ぬから直ちに就業の意志あるものは明日中に申出る様若し申出なければ止むを得ず除名するものも出來る旨各自へ通知した職工側も此の際冷静に考ふれば自然判る事であるから了解が付いた人は申出ること、思つて居る。

(七月廿五日)

## 十八 工場長の個別通牒

二十四五日罷業團には徹底的戦志あるが如くに見えたり。事實は必ずしも然らず。餓首の恐怖に依て罷業せし職工は再罷業に依て自ら深所に陥るを感ずる時戦慄せざるを得ざりき。やがて試みらるべき日は來りぬ。會社は二十四日附各職工の自宅に宛てて、

拜啓貴殿今回の罷工に關し欠勤中の處直に就業の御意志有之候は、來る廿六日午後五時迄に其旨當工場へ申出で相成り度く、右期日迄に御申出で無之時は除名すること可有之候間左様御承知相成度此段御通知申上候也。

大正九年七月廿四日